

平成26年度の制度改正について

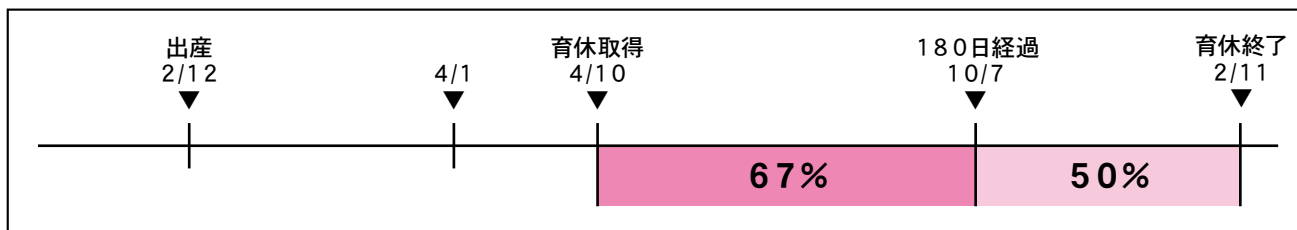
～短期給付制度等が一部変わります～

育児休業手当金の支給率引上げ 最初の180日間は50%→67%

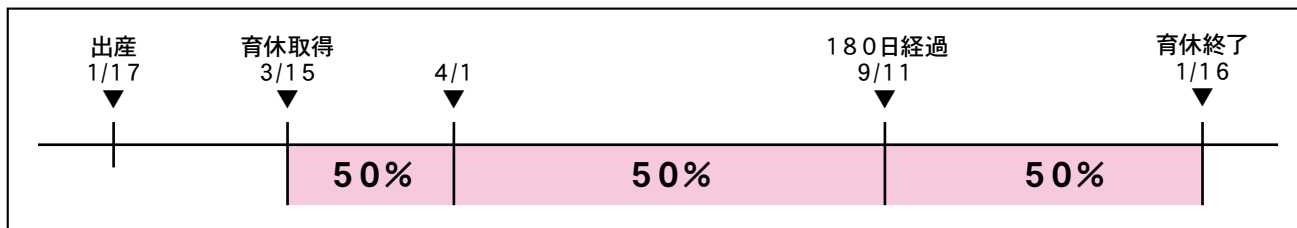
現在、育児休業を取得した場合、育児休業手当金として給料の50% (1/2) の給付が受けられますが、平成26年4月1日以降は育児休業を取得してから180日までは給料の67% (2/3) に支給率が引き上げられます。

ただし、対象となるのは平成26年4月1日以降に育児休業を取得した方です (3月31日以前に育児休業を取得された場合は対象外)。また、引き上げた支給率で育児休業手当金を受給できるのは育児休業手当金の給付日数 (土日を除く) が180日になるまでではなく、育児休業を取得してから180日 (土日を含む) になるまでです。

例1 平成26年4月1日以降に育児休業を取得した場合



例2 平成26年4月1日前に育児休業を取得した場合



上位所得者の附加金の基礎控除額引上げ

平成25年4月から附加給付等 (家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、一部負担金払戻金) の支給について、給料月額が424,000円 (特別職: 530,000円) 以上の組合員を上位所得者として区分し、上位所得者に係る基礎控除額を段階的に引き上げています。

平成26年4月の診療分からは上位所得者に係る附加給付等の基礎控除額が以下のとおり引き上げとなります。

所得者区分	平成26年4月～	現行
上位	41,000円	33,000円
一般	25,000円	25,000円

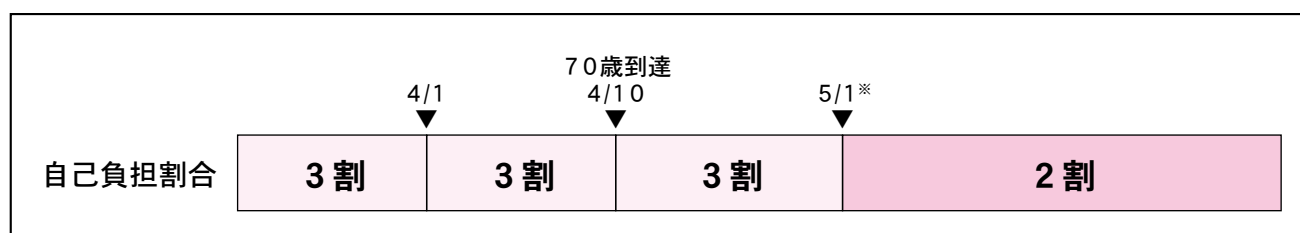
70歳以上の高齢者の自己負担割合引上げ 自己負担割合が1割→2割に

70歳以上の高齢者の自己負担割合は法律上は2割とされておりますが、現在は特例措置により平成26年3月31日までは1割の負担となっております。

この特例措置が見直しとなり、70歳以上の高齢者の自己負担割合が本則上の2割とすることとなりました。

ただし、平成26年4月1日以降に70歳に達する方から順次自己負担割合が2割となりますので、平成26年3月31日までに70歳に達している方については自己負担割合は1割のままです。

イメージ

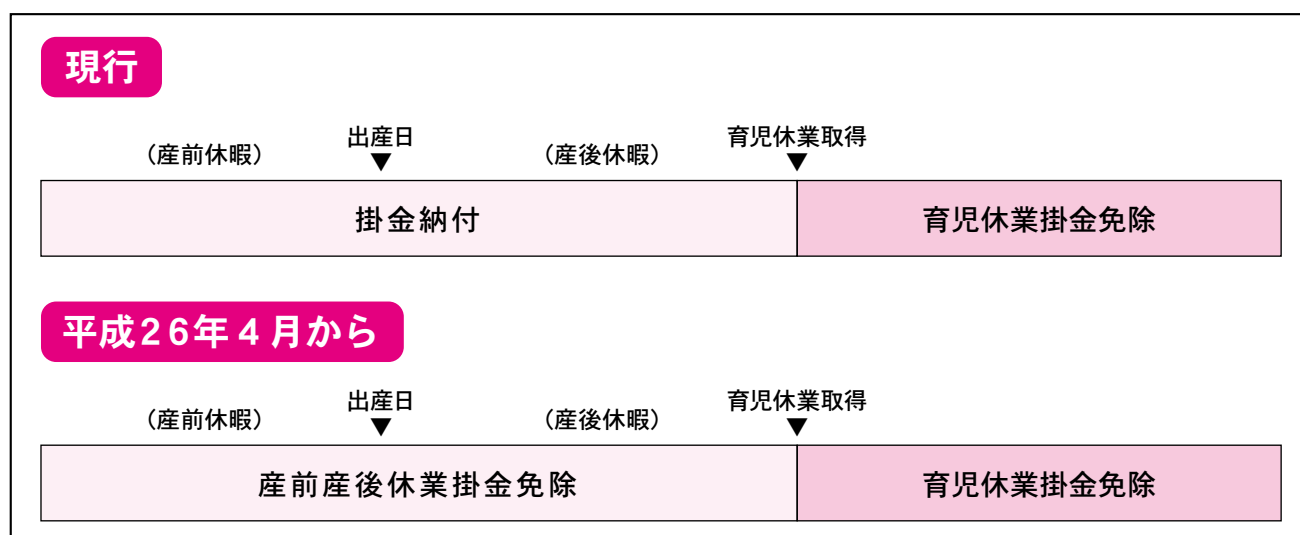


※ 70歳に到達する日の属する月の翌月から自己負担割合が変わります。

産前産後休業期間中の掛金免除

平成26年4月1日から、育児休業期間に加え、産前産後休業期間についても組合員の申出により掛金が免除されます。

免除期間は、産前産後休業[※]の開始日の属する月からその産前産後休業の終了日の翌日の属する月の前月までとなります。



※ 産前産後休業とは出産日（出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないことをいいます。

◆ 平成26年4月1日より前から産前産後休業をしている組合員の方については、平成26年4月1日から産前産後休業を開始したものとみなします。